

環境と共生する快適なまちを形成する ~環境とまちづくり分野~

1	みどり豊かなまちをつくる … 158	5	災害に強く生活しやすい
2	環境への負荷を低減し、		まちをつくる 178
	持続可能な社会をつくる 161	6	良好な交通環境をつくる 185
3	良好な地域環境をつくる 169	7	安心して生活できる住まいづくり
4	地域特性に合ったまちづくり		を進める 194
	を進める 174		



ねりまecoチャレンジ!打ち水大作戦

∞ 1 みどり豊かなまちをつくる ∞

(1) ふるさとのみどりを保全し、新たなみどり をつくる

●保護樹木・樹林、憩いの森・街かどの森

貴重なみどりを保護するために、地上からの高さが 1.2mにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木を「保護樹木」、面積が300㎡以上の樹林を「保護樹林」に指定している。平成27年4月1日現在、樹木を1,196本(うち民有の樹木970本)、樹林を73か所、193,063㎡(うち民有の樹林45か所、142,727㎡)指定している。

また、樹林地を区が所有者から借り受け、区民に開放する「憩いの森」(1,000㎡以上) は43か所102,282㎡、「街かどの森」(300㎡以上1,000㎡未満) は5か所2,984㎡ 開放している。

●みどりの保全と創出

区は、みどりの保全と創出を進めるために、平成18年に「みどり30推進計画」を策定し、19年には、新たに「練馬区みどりを愛し守りはぐくむ条例」を定めた。

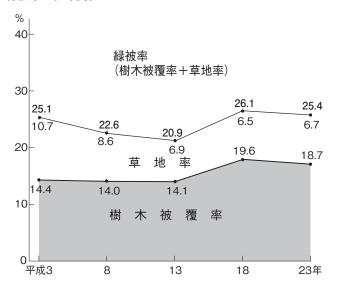
21年1月には、みどりに関する総合的な計画である「練馬区みどりの基本計画」を改定した。これまでの計画を更に発展させ、みどりの将来像を「みどりを愛しいのちを守りはぐくむまち ねりま」とした。

- ・区民みんなでみどりを愛しはぐくみます
- ・いのちをはぐくみます
- ・郷土のみどりを継承します
- ・新しいみどりをひろげます
- ・みどりと水のネットワークをつくります

という5つの基本方針のもとに施策の体系を示し、これ に沿って事業を展開している。

27年3月に策定した「みどりの風吹くまちビジョン〜新しい成熟都市・練馬をめざして〜」では、「みどりあふれるまちづくり」を戦略計画に位置づけ、みどりの総量だけではなく質にも着目した、みどり施策の新たな考え方をまとめ、みどりのネットワーク形成を推進する等、より積極的・効果的なみどり施策を展開することとした。

緑被率の経年変化



※平成18年度の緑被率は従来より精度の高い計測方法により 計測した数値である。

緑被地の種類別内訳 平成23年調查 (みどりの抽出規模1m²単位) 1,222ha 219ha 3,375ha (練馬区面積4,816haで算出※現在 (25.4%) r(4.5%) (70.1%) の面積とは異なります。) 緑被地 構造物被覆地 *裸地には水面を含む。 農機雜草地 56ha 121ha 樹木地 844ha 抽 201ha (4.6%) (9.9%) (69.1%)(16.4%)

●進む公園の整備

誰もが自由に利用できる身近なみどりの空間が公園である。区内の公園は、平成27年4月1日現在、規模の大きな都立公園4園を含め663園に達し、その面積は2,063,600.91㎡(区総面積の4.3%)である。区民一人当たりの公園面積は2.88㎡で、昭和45年に比べると3.9倍になっている。都市公園(児童遊園を除く。)に限った場合では、その面積は1,973,032.25㎡で区民一人当たりの面積は、2.75㎡である。

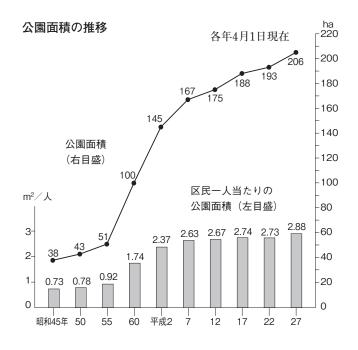
練馬区立都市公園条例では、区民一人当たりの都市公園の標準面積を5㎡と定めているが、まだ及んでいないのが現状である。

区では、「みどりの基本計画」における区民一人当たりの公園面積(児童遊園を含む。)6㎡を目指し、今後も地域の特性を活かし、区民が安心して楽しく憩える公園の整備を進めていく。

公園の現況

平成27年4月1日現在

種		類			数	面	積			
			か所		m²					
都	都 立		公 園		袁	4	1,059	9,970.76		
区	-	1/	公	· ·	袁	203	769	9,823.35		
区	<u>V</u>	児	童	遊	袁	218	90),568.66		
区	<u>V</u>	緑	地	緑	道	235	133	3,699.14		
区	<u>\f\</u>	市	民	農	袁	3	(9,539.00		
計						663	2,063	3,600.91		
区民一人当たり								2.88		
(うち都市公園)								(2.75)		



●区立公園等の維持管理

東部・西部公園出張所において、区民が快適に公園を利用できるよう、清掃、樹木せん定、遊具等の保守点検などの維持管理を行っている。

平成25年度には、長期的な公園機能の安全性の確保や、補修および更新費用の平準化等を目的とした「練馬区公園施設長寿命化計画」を策定し、遊具等についてこれまでの事後保全的な管理から予防保全的な管理へ方針を転換した。

●出生記念苗木配布

出生を記念し苗木を配布することにより、みどりに対する意識の向上、啓発を図っている。平成26年度は1,578本の苗木を配布した。

●みどりの街並みづくり事業

区では、みどり豊かで潤いのある街並みを形成するために、みどりの街並みづくり事業を実施し、生け垣化や屋上緑化、沿道緑化等に要する経費の一部を助成している。

「生け垣化助成」は、道路に面した部分の生け垣化に要する経費を助成している。震災時の安全確保にもつながるため、ブロック塀を生け垣に作り替える際には、ブ

ロック塀の撤去経費も助成対象としている。平成26年度は22件、総延長234.6mの生け垣に助成した。

「屋上緑化助成」は、民間建築物の屋上に新たな緑化空間を創出する事業に対して助成している。26年度は2件、面積45.1㎡の緑化に助成した。

「沿道緑化助成」は、住宅の道路に面した部分を対象として緑化に要する経費を助成している。緑化に要する舗装の撤去経費も助成の対象としている。26年度は5件、面積21.2㎡の緑化に助成した。

●緑化計画の事前協議

みどりを確保するため、区内で開発行為や建築行為を 行うときは、その規模に応じて緑化に関する事前協議 をしなければならない。平成26年度は、問合せが2,482 件、事前協議申請が596件あった。

●樹木等伐採の届出

基準以上の樹木・樹林を伐採しようとするときは区長に届け出なければならない。また伐採したときは代替の植栽に努めるものとしている。平成26年度は70件の届出があった。

●公共施設の緑化

ヒートアイランド現象の緩和、省エネルギー化に向けて、平成26年度には、新たにみどりのカーテンを6施設、壁面緑化を4施設、屋上緑化を2施設、その他の緑化を2施設で実施した。

(2) みどりを愛しはぐくむ活動を広げる

●練馬みどりの葉っぴい基金

練馬のみどりを区民みんなで愛し育んでいくために、 平成16年10月、区は「練馬みどりの葉(は)っぴい基金」(条例名称:練馬区みどりを育む基金)を設置した。 基金は寄付金と区の積立金等からなり、①樹林地など貴重なみどり資源の保全や取得、②民有地の緑化の推進や みどりの普及・啓発、③みどりのボランティア活動への 支援・助成などのために活用する。27年3月末の基金の 現在高は6億9,343万円である。

また、基金のキャラクターである「ぴいちゃん」を活用し、みどりを育む心を醸成するため、「ぴいちゃんファンクラブ」を24年6月に設立した。27年3月31日現在の会員数は、704名である。

●練馬みどりの機構

一般財団法人練馬みどりの機構(以下「機構」という。)は、屋敷林や雑木林・農地などの練馬らしいみどりを媒介とした地域コミュニティの形成を目指すとともに、みどりの情報ネットワークを構築し、区民・区内事業者そして区の三者の協働により、区内のみどりの保護と保全、育成・活用に寄与することを目的として活動している。

機構は、平成18年3月に任意団体として活動を開始し、 21年4月に一般財団法人格を取得、22年4月に都市緑地 法に基づく緑地管理機構に指定された。 26年10月から12月まで、区と機構は、憩いの森の所有者や地域活動団体の協力を得て、身近な自然である憩いの森をフィールドとして自然観察等を体験し、憩いの森について語り合う「憩いの森のある暮らし体験講座」を実施した。連続講座として3回実施し、延べ47名が参加した。

●みどりの協定

区では、現存するみどりの保護と失われたみどりの回復を図るため、様々な施策を行ってきた。みどり豊かな環境をつくるため、今後も公共施設の緑化にとどまらず、民間施設についても緑化を推進する施策を継続して展開していく必要がある。

このため、一定の地域の区民と区が協定を結び、地域の緑化を進めている。平成27年3月31日現在、18地域で協定が結ばれており、苗木の配布によるまちの緑化・美化が行われている。

みどりの協定締結地区

平成27年3月31日現在

名 称

旭町二丁目町会 上石神井町会

石神井町一丁目東町会

城南住宅組合

中里泉地区

早宫三、四丁目町会

石神井台中央町会

西大泉連合町会

ルミエール豊玉管理組合

仲町五丁目町会

光が丘パークタウンいちょう通り東第二団地管理組合 ファミール成増グランデージ管理組合

石神井小関町会

石神井台沼辺町会

中村東町会

光が丘パークタウンいちょう通り東第一団地管理組合

伸一自治会

都民住民コートビレッジ

●緑化委員会・緑化協力員

区民参加によるみどりの保全と創出を図るため、「緑化委員会」「緑化協力員」の制度を設けている。緑化委員会は区長の附属機関として設けられ、区の緑化行政に種々の提言を行っている。一方、区民公募による緑化協力員は、それぞれの地域で自主的に活動し、地域の核となって緑化運動を行っている。

●花とみどりの相談所

花とみどりの相談所は、みどり豊かなまちを実現するため、みどりに関する知識を広めることを目的とし、昭和62年に開館した。植物に関する相談の受付、展示会、植物観察会および寄せ植えなどの講習会を行っているほか、みどりに関わる活動をしている区民サークルに講習

室の貸出しも行っている。

また、相談所の周辺には、来所する区民がみどりに親 しむことができるよう花壇やバラ園等を整備しており、 年間を通して四季折々の花を楽しめる。

平成26年度の相談件数は3,393件であった。また、講習会等の開催は延べ65回、参加者は1.766人であった。